

## 県立農業大学校外部評価委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 本県農業の担い手育成のために求められる質の高い教育を提供するとともに、地域に根ざした開かれた大学校づくりを推進し、大学校の自律的改善を図るため、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び県立農業大学校評価要領（平成26年4月1日制定）に基づき、県立農業大学校外部評価委員会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大学校の評価システムに関すること。
- (2) 大学校の重点目標、評価項目に関すること。
- (3) 農大校の教育活動（教育課程、学生の進路指導、インターンシップ等の研修等）のあり方について審議し、その内容を大学校へ提言すること。
- (4) その他大学校の評価に関する重要事項に関すること。

### (組 織)

第3条 委員会は、委員長及び9名の委員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員は農業関係団体、大学校同窓会、農業法人、農業関連法人、教育関係の有識者等から大学校の教育に関わりのある人物へ委嘱する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の運営において知り得た個人、法人その他の団体等に関する情報を外部に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委員を離任した後、あるいは委員会を解散した後においても同様とする。

### (庶 務)

第6条 委員会の庶務は、県立農業大学校において処理する。

### 附 則

平成27年4月1日 改正

平成28年4月1日 改正

平成31年4月1日 改正